

# 条例の制定を通じて 犯罪被害者等に対して優しい地域社会を 構築していくことをめざします

## 条例における基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重されるよう配慮します。
- 犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて、区、区民等、事業者及び関係機関等が相互に連携及び協力し、長期的な視点とともに、できる限り速やかに安全で安心できる生活を送るために必要な支援を途切れなく行います。
- 犯罪被害者等の名誉及び生活を害することがないように、二次被害及び再被害の防止に配慮します。

## 条例に基づく取組み



### 犯罪被害者等相談窓口

困りごとの整理と  
解決までのステップを一緒に考えます

※相談内容は厳守します。

- 初期対応から回復に向けた支援を相談者に寄り添いながら、総合的にコーディネートします
- 行政サービスや地域の支援団体に関する情報提供など、より身近な支援の実施をめざします
- 区役所内外の関係機関をつなぐ中間支援組織として連絡・調整を行います

### 支援策の実施

犯罪被害者等の状況や希望に応じ、以下の支援策を実施します。

- ◆ 犯罪等に起因する相談に関する支援
- ◆ 経済的負担の軽減
- ◆ 家庭生活及び仕事・学業の社会生活を継続することが困難となった方への支援
- ◆ 現在の住居に居住することが困難となった場合における支援 等



### 関係機関等との連携

犯罪被害者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、国、都、警察及び支援団体等の関係機関等との連携に努めます。



### 理解の促進

基本理念を踏まえ、区民等及び事業者並びに学校等の理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動等の必要な施策を実施します。

